

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 開催要綱

1. 趣 旨

税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での諸課題について検討するため、研究会を開催する。

2. 名 称

本研究会の名称は、「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」（略称「自主・自立税制研究会」という。）とする。

3. 研究項目

自治の原点である「税」に関し、地域の住民が自ら決定し、またその決定について自らが責任を持てる地方税制度の実現に向けた諸課題について検討を行う。

（１）「自主的な判断」の拡大

地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組みの検討

（２）「執行の責任」の拡大

地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすような仕組みの検討

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 運 営

- （１）本研究会は、総務省において開催する研究会とする。
- （２）本研究会に座長を置き、総務大臣があらかじめ指名する。
- （３）座長は、本研究会を招集する。
- （４）座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名することができる。
- （５）座長は、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （６）座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。
- （７）会議及び資料は原則として公開とし、議事録については、会議の終了後、構成員の確認の上、公表。
- （８）その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治税務局企画課において処理する。